



令和7年度 岩国市職員募集要項 (職務経験者)

事務・事務（デジタル）

土木・建築・電気・機械・保健師・司書

- 第1次試験では、基礎能力検査（SPI3・テストセンター方式）を実施しますので、通常の公務員試験対策が不要です。
- 最終合格発表日は、7月下旬予定です。

【昨年度からの変更点】

- 受験申込方法が紙での申請から「やまぐち電子申請サービス」に変更されます。
- 第1次試験のSPI3をテストセンター方式により実施します。（岩国市役所を会場とする試験は実施しません。）

1 職種、試験区分及び採用予定数等

職種	試験区分	採用予定数	職務概要
事務	大学卒業程度	7人程度	危機管理、総合計画、予算、税務、広報・広聴、国際交流、社会福祉、保健衛生、環境、商工業・農林水産業振興、都市計画、教育行政等の業務に従事します。
	高校卒業程度		
事務 (デジタル)	大学卒業程度		主に情報システムの構築・運用保守に係る業務、デジタル技術を活用した施策の企画・立案に係る業務のほか、上記の事務職の業務に従事します。
	高校卒業程度		

土 木	大学卒業程度	2人程度	土木工事の設計・現場監理、公共土木施設、都市施設の管理、都市計画、開発行為の審査、まちづくりに関する条例の策定等の業務に従事します。
	短大卒業程度		
	高校卒業程度		
建 築	大学卒業程度	2人程度	公共施設の建築工事の設計・施工監理、市営住宅の建設・維持、建築確認・許可等の業務に従事します。
	短大卒業程度		
	高校卒業程度		
電 気	大学卒業程度	2人程度	公共建築物の電気設備の設計、施工監理、維持管理や廃棄物処理施設・下水道施設の設計、施工管理、維持管理などの業務に従事します。
	短大卒業程度		
	高校卒業程度		
機 械	大学卒業程度	2人程度	公共建築物の機械設備の設計、施工監理、維持管理や廃棄物処理施設・下水道施設の設計、施工管理、維持管理などの業務に従事します。
	短大卒業程度		
	高校卒業程度		
保健師	大学卒業程度	2人程度	乳幼児及び高齢者等に対する健康相談・保健指導・健康教育等の業務に従事します。
司 書	大学卒業程度	2人程度	資料の収集・整理・保存等の蔵書管理、貸出・閲覧・調査相談、利用者への情報提供等の業務に従事します。 (市立図書館のほか、人事異動により他の部署に配属されることがあります。)
	高校卒業程度		

2 受験資格

試験区分	年齢要件・資格要件等（次のいずれにも該当する人）
事務 大学卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の職務経験がある人（注）
事務 高校卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校以上（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の職務経験がある人（注）
事務 (デジタル) 大学卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までにデジタル技術に関連した民間企業や公的機関等において5年以上の職務経験がある人（注） <p>※事務（デジタル）受験者については、デジタル技術に関連した職務経験であることが分かるように、申込書の職歴の内容欄に、職務内容を具体的に記載してください。</p> <p>（15、16ページのQ&Aを参考にしてください。）</p>
事務 (デジタル) 高校卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校以上（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までにデジタル技術に関連した民間企業や公的機関等において5年以上の職務経験がある人（注） <p>※事務（デジタル）受験者については、デジタル技術に関連した職務経験であることが分かるように、申込書の職歴の内容欄に、職務内容を具体的に記載してください。</p> <p>（15、16ページのQ&Aを参考にしてください。）</p>

<p>土 木 大学卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の土木工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人 (2) 公務員の土木技師として5年以上の職務経験がある人
<p>土 木 短大卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する短期大学（高等専門学校、これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の土木工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人 (2) 公務員の土木技師として5年以上の職務経験がある人
<p>土 木 高校卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の土木工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人 (2) 公務員の土木技師として5年以上の職務経験がある人
<p>建 築 大学卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の建築工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築士法に基づく1級又は2級建築士の資格を有する人 (2) 公務員の建築技師として5年以上の職務経験がある人

<p>建 築</p> <p>短大卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する短期大学（高等専門学校、これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の建築工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築士法に基づく1級又は2級建築士の資格を有する人 (2) 公務員の建築技師として5年以上の職務経験がある人
<p>建 築</p> <p>高校卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の建築工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築士法に基づく1級又は2級建築士の資格を有する人 (2) 公務員の建築技師として5年以上の職務経験がある人
<p>電 気</p> <p>大学卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の電気工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気工事施工管理技士1級又は2級の資格を有する人 (2) 公務員の電気技師として5年以上の職務経験がある人
<p>電 気</p> <p>短大卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する短期大学（高等専門学校、これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の電気工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気工事施工管理技士1級又は2級の資格を有する人 (2) 公務員の電気技師として5年以上の職務経験がある人

<p>電 気</p> <p>高校卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の電気工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気工事施工管理技士1級又は2級の資格を有する人 (2) 公務員の電気技師として5年以上の職務経験がある人
<p>機 械</p> <p>大学卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の機械工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管工事施工管理技士1級または2級の資格を有する人 (2) 公務員の機械技師として5年以上の職務経験がある人
<p>機 械</p> <p>短大卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する短期大学（高等専門学校、これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の機械工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管工事施工管理技士1級または2級の資格を有する人 (2) 公務員の機械技師として5年以上の職務経験がある人
<p>機 械</p> <p>高校卒業 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の機械工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注） ・令和7年3月31日現在で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管工事施工管理技士1級または2級の資格を有する人 (2) 公務員の機械技師として5年以上の職務経験がある人

保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、保健師資格を有する人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において保健師資格を取得後5年以上の福祉、保健に関する職務経験がある人（注）
司書	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、司書資格を有する人 ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までに民間企業や公的機関等において司書資格を取得後5年以上の図書館に関する職務経験がある人（注）

（注）「5年以上の職務経験」とは、民間企業等での勤務時間が休憩時間を除き、**1週間当たり30時間以上の常勤勤務（雇用期間の定めのない正規型の労働者）**を1年以上継続し、かつ、これらの経験年数が通算で5年以上ある場合に該当します。（1か所1年未満は加算しません。）

ただし、**最低1か所で3年以上継続して勤務**をした期間が必要となります。（該当・非該当の例参照）

月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなし、1か月でカウントします。

同一期間内に複数の民間企業等に勤務していた場合は、いずれか一方の期間のみ通算します。

病気休職等（育児休業を除く。）のために業務に従事しなかった期間は職務経験の期間に含めることはできません。

例 「5年以上の職務経験」

該当の例

10か月	3年	1年	1年
×	○	○	○

非該当の例

1年	1年	1年	1年	1年
○	○	○	○	○

(※ 最低1か所で3年以上継続して勤務をした期間が必要となります。)

- ・ 第二次試験合格後に提出していただく「勤務先の在職期間等証明書」には、法人名（団体名）、代表者名、社印（団体印）、勤務期間、1週間の勤務時間などの記載が必要となります。個人事業主の場合は、事業所の代表者名で作成する在職期間等証明書のほかに、営業時間、営業日などを客観的に証明できる書類を提出してもらう必要があります。

※会社が倒産等により在職期間等証明書が提出できない場合に限り、雇用契約書、賃金明細、年金記録、源泉徴収票、雇用保険受給資格証明書等の在職したことが確認できる書類を提出していただきます。

■ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人（保健師及び司書を除く。）
- (2) 禁錮（令和7年6月1日から拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 岩国市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

3 受験手続

- (1) 受験申込期間

令和7年4月10日(木)から5月13日(火)まで

- (2) 受験申込方法等

原則インターネット（電子申請）による申込みを行ってください。

- ・ 岩国市職員採用ホームページ <https://www.city-iwakuni-saiyou.jp/> から「やまぐち電子申請サービス」にアクセスし、申込みを行ってください。
- ・ メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルにつ

いては一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。

- ご利用の機種や環境によっては、電子申請による申込みができないこともありますので、その場合は、5月7日(水)午後5時までに職員課人材育成班(Tel. 0827-29-5036) にお問い合わせください。
期限後に連絡いただいた場合、対応ができませんのでご注意ください。
- 電子申請サービスの手続方法等については、別紙「岩国市職員採用電子申請サービス手順」を確認してください。
- 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合や、受験資格がないことが判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。
- 受験申込み後の試験職種の変更は原則認めませんので、ご注意ください。
- 「@city.iwakuni.lg.jp」及び「@arorua.net」ドメインのメールが受信できる設定としてください。

第1次試験の受験までの流れ

受験の申込み	<p>令和7年4月10日(木)から5月13日(火)まで 「やまぐち電子申請サービス」からインターネットで申請してください。</p> <p>岩国市で受付後、「申請受付」「審査開始」「審査完了」のメールを順次送信します。</p>
「受検依頼メール」と「結果通知メール」について	<p>令和7年5月14日(水)～5月16日(金)に送信します。 ※5月16日(金)までにメールが届かない場合は、5月20日(火)までに岩国市職員課人材育成班に連絡してください。</p> <p>① 「受検依頼メール」が届いたら、リンク先の案内に従って、SPI3(基礎能力検査)の日時、会場を各自で仮予約してください。</p> <p>② やまぐち電子申請サービスから「結果通知メール」が届いたら、岩国市職員採用試験の受験票をダウンロードしてください。 (この受験票は、第二次試験で使用します。受験番号はSPI3の「受検番号」と同じです。)</p>

S P I 3 の受検手
続き（受検依頼メ
ール受信後）

(1) 日時・会場の仮予約

「受検依頼メール」内のリンク先の案内に従って、基礎能力検査の受検に都合の良い試験期間内の**日時（6月3日～6月16日）**と**会場**を選択し、仮予約してください。

メールアドレスに誤りがない場合でも、「受検案内メール」を受信できなければ、S P I 3を受検できません。メールの受信環境は各自でよく確認してください。

※「受検依頼メール」に記載されている「企業別受検ID（数字5桁が、あなたのS P I 3における「受検番号」です。

※初めてテストセンターを利用する人は、「テストセンターID」を取得する必要があります。

(2) 性格検査受検

「受検依頼メール」内のリンク先の案内に従って、性格検査を自宅等のパソコンまたはスマートフォンで受検してください。

性格検査を受検しないと基礎能力検査の予約が確定しません。

(3) 日時・会場の予約確定

性格検査が終了すると、テストセンターの予約が確定します。

※ご不明な点は、テストセンターヘルプデスク TEL: 0570-081818
にお問い合わせください。

第1次試験の受験

令和7年6月3日（火）～6月16日（月）

以下の書類等を用意し、予約した日時に基礎能力検査を受検してください。

※ リアル会場とオンライン会場で用意するものが異なりますのでご注意ください。

【受験者全員】

○顔写真付き本人確認書類

運転免許証、パスポート、学生証などの原本（コピー不可）
で有効期間内のものに限る。

【リアル会場】・・・広島市等の会場を受験

○受検票（テストセンターの予約完了画面を印刷したもの）

※ 受検票が印刷できない場合は、会場名、日程、ターム、カナ氏名、テストセンターID、検査名をメモしたものを持参してください。

※やまぐち電子申請サービスからダウンロードした岩国市の受検票ではありません。

または

【オンライン会場】・・・自宅等を受験

○筆記用具

（シャープペンシル 又は 鉛筆）

○メモ用紙（A4 サイズ2枚のみ）

○Webカメラ付きのパソコン

○安定したインターネット環境

○第三者が入室できない等検査に適した場所

お問い合わせ窓口

テストセンターヘルプデスク TEL：0570-081818

【営業時間】9:00～18:00 土日祝日含む毎日受付（ただし年末年始を除く）

※電話は、パソコンの操作ができる状態でおかけください。

<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/about.html>

～ S P I 3 受検についての注意事項～

・各テストセンターの申込者数の状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、「受検依頼メール」を受信確認後は速やかにテストセンターの受検予約を行ってください。

・テストセンターの受検におけるトラブルについては、市は一切責任を負いません。
 ・通信機器のトラブルなど受検の中断等があっても、試験期間の延長及び日程の変更は行いません。

・過去1年以内にテストセンターで「S P I 3-G」を受検したことがある方は、前回の受検結果を送信することができます。その場合、「前回結果送信」を行った検査については、受検を完了したものとみなします。

・受検中に外部と通信して他者の協力を得たり、解答集を見たりしながら受検する行為や、他者が本人になりすまして受検するなど、不正受検が判明した場合は失格とします。

・指定の期間内に受検を完了しなかった場合は、第1次試験を棄権したものと取り扱います。

4 試験の日時、場所及び内容

区 分	日時・場所	試験項目
第一次試験	令和7年6月3日（火）～6月16日（月） のうち、受験者が選択する日時 全国に設置されるテストセンター（オンライン会場を含む）のうち、受験者が選択する会場	・ S P I 3-G （基礎能力検査） ※性格検査は、受検依頼メールを受信後、インターネットで事前に受検しておくこと。
第一次試験 合格発表	令和7年6月24日（火） 正午ごろ	

第二次試験	令和7年7月5日(土)、6日(日)のいずれか 場 所：岩国市役所 会議室	事務職 ・個別面接 ・小論文 事務職以外 ・専門面接 ・個別面接
最終合格発表	令和7年7月下旬	

- ・ 試験当日が閉庁日の場合は、試験会場への出入りは、西側玄関(正面玄関の反対側)を利用してください。
- ・ 第二次試験の詳細は、第一次試験の合格通知の際にお知らせします。
- ・ 自然災害等で試験の延期や開始時刻の繰下げ等、試験実施に変更が予想される場合は、岩国市職員採用ホームページでお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場にお越しください。
- ・ 合格者発表は、受験番号を岩国市職員採用ホームページに掲示し、第一次試験はメールで、第二次試験は文書で通知します。(不合格者には通知しません。)

■合格者の決定方法と提出書類

- ・ 第一次試験及び第二次試験の合格者は、各試験の結果により決定します(リセット方式)。
- ・ 第一次試験に合格した受験者には、卒業証明書(卒業証書の写で可)及び資格証明書(保健師・司書に限る。)を別途提出していただきます。

5 第一次試験出題分野

試験項目	出題分野
SPI3-G	基礎能力検査
	性格検査 ※

※性格検査は、受検依頼メールを受信後、インターネットで事前に受検しておくこと。

6 採用予定日及び待遇

(1) 採用予定日

令和7年10月1日から令和8年4月1日までの間に採用

・採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、最終合格者であっても採用にならない場合があります。

(2) 待遇

初任給	<p>大学卒業後 職務経験5年：約253,100円 短期大学卒業後 職務経験5年：約242,600円 高等学校卒業後 職務経験5年：約231,100円 ※学歴・職歴等により調整されることがあります。</p>
諸手当	<p>初任給に加えて、「扶養手当」、「住居手当」、「通勤手当」等の諸手当が要件に応じて支給されます。 扶養手当：扶養親族のある職員に対して支給されます。 住居手当：借家等に住んでいる職員に対して支給されます。 （最高27,000円/月） 通勤手当：交通機関などを利用している職員に対して支給されます。 （最高50,000円/月）</p>
期末・勤勉手当	<p>夏（6月）・冬（12月）に支給されます。 ※年4.6か月 令和6年度実績</p>
勤務時間	<p>月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで （休憩時間 午前12時から午後1時まで） ※勤務場所により異なる場合があります。 ※令和7年度からフレックスタイム制を導入しています。</p>
休日	<p>土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日） ※勤務場所により異なる場合があります。</p>
休暇等	<p>年次有給休暇（年20日。4月1日採用の場合、1年目は15日）、 夏季休暇、結婚休暇、介護休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、育児休業制度等があります。</p>
社会保険制度	<p>山口県市町村職員共済組合の組合員として、健康保険及び年金に加入します。</p>

※令和7年4月1日現在の内容です。採用されるまでに給与関係及び勤務時間関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果（受験人数中の順位のみ）については、第一次、第二次の各試験の合格者発表日から30日以内に限り、受験者本人が開示を請求することができます（ただし、合格者は除きます）。

請求するときは、岩国市役所職員課（市役所本庁舎3階）に受験票と本人であることが証明できる物（運転免許証などの顔写真がある身分証明書）を持参してください。電話等による開示請求はできません。

8 Q & A

Q 第1次試験（SPI3）の受検の流れやテストセンター会場等について確認したい。

A 株式会社リクルートマネジメントソリューションズのホームページで確認してください。

テストセンターヘルプデスク TEL：0570-081818

【営業時間】9:00～18:00 土日祝日含む毎日受付（ただし年末年始を除く）

※電話は、パソコンの操作ができる状態でおかけください。

<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/about.html>

Q 試験区分「事務」のうち、「事務」で申込みをした場合と「事務（デジタル）」で申込みをした場合では、どのように違いますか。

A 申込時に「事務（デジタル）」を選択した場合は、主に情報システムの構築・運用保守に係る業務、デジタル技術を活用した施策の企画・立案に係る業務などに従事します。ただし、「事務」としての採用になるため、それらの業務に限らず、幅広く事務全般に従事する場合があります。

なお、「事務」と「事務（デジタル）」とは、それぞれで採用予定人数を設定しておらず、試験は同一内容ですので、採用試験においてどちらかが有利になることはありません。

Q 「事務（デジタル）」の受験資格である「デジタル技術に関連した職務経験」とはどのような職務が該当しますか。

- A 「デジタル技術に関連した職務経験」の例としては、デジタルに係る技術や知識を用いて行う情報システム・ネットワークの構築・運用保守又はそれらのプロジェクトマネジメントに関する職務、デジタル技術を活用した事業の企画・立案・支援、情報システムやソフトウェア導入に係る販売・営業に関する職務等が該当します。

9 受験の流れ

項目	日程	手続き等
受験申込	令和7年4月10日(木)から 5月13日(火)まで	「やまぐち電子申請サービス」から受験申込をしてください。(電子申請)
第1次試験 (SPI3-G)	令和7年5月14日(水)から 5月16日(金)までに、 「SPI受検依頼メール」と 「結果通知メール」 を送信します。	<p>①岩国市から「SPI受検依頼メール」を送信します。 ※「受検依頼メール」に記載されている「企業別受検ID(数字5桁)」が、あなたのSPI3(第1次試験)における「受検番号」です。</p> <p>②「受検依頼メール」内のリンク先の案内に従い、基礎能力検査の受検に都合の良い試験期間内の日時(6月3日～6月16日)と会場を選択し、仮予約してください。 ※初めてテストセンターを利用する人は、「テストセンターID」を取得する必要があります。</p> <p>③「受検依頼メール」内のリンク先の案内に従って、性格検査を自宅等のパソコンまたはスマートフォンで受検してください。 性格検査を受検しないと基礎能力検査の予約が確定しません。</p> <p>④性格検査が終了すると、テストセンターの予約が確定します。</p> <p>-----</p> <p>やまぐち電子申請サービスの「結果通知メール」から、「岩国市職員採用試験受験票(通知書)」をダウンロード(印刷)してください。 ※この岩国市の受験票は、第1次試験(SPI3)では使用しません。 (岩国市職員採用試験受験票の受検番号と、SPI3の受検番号は同一です。)</p>
	令和7年6月3日(火)から 6月16日(月)まで	受験に必要な書類等を用意し、予約した日時に基礎能力検査を受検してください。 ※リアル会場とオンライン会場で用意するものが異なりますのでご注意ください。
第1次試験 合格発表	令和7年6月24日(火) 正午ごろ	合格者の受検番号を岩国市職員採用ホームページに掲示し、合格者にはメールで通知します。(不合格者には通知しません。)
第2次試験	令和7年7月5日(土) 6日(日)のいずれか	場所：岩国市役所 会議室
第2次試験 合格発表	令和7年7月下旬	合格者の受検番号を岩国市職員採用ホームページに掲示し、合格者には文書で通知します。(不合格者には通知しません。)

※ 第1次試験の受験までの流れについては、募集要項の9～11ページで確認してください。

10 申込先・問合せ先

●試験全般に関するお問い合わせ

岩国市 総務部 職員課 人材育成班（市役所本庁舎 3 階）

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

TEL : 0827-29-5036（直通）

E-mail : syokuin@city.iwakuni.lg.jp

●SPI3 受検に関するお問い合わせ

テストセンターヘルプデスク TEL : 0570-081818

【営業時間】 9:00~18:00

土日祝日含む毎日受付（ただし年末年始を除く）

※電話は、パソコンの操作ができる状態でおかけください。

<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/about.html>